

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO. 48 / 発行：2024年6月

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

コーポ桃山105号 市民測定所気付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp

http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/



最高裁ヒューマンチェーン

「6・17判決を正す」共同行動は成功
最高裁を千名の人たちが包囲！

6月17日、最高裁第2小法廷が「国に責任なし」の不当判決を出してから2年。この日、京都訴訟も所属する原発事故被害者訴訟原告団全国連絡会の呼びかけで結成された実行委員会による最高裁包囲行動が行なわれ、京都訴訟からも原告5名と支援スタッフ2名が参加しました。予想の700名を大きく上回る約千名の人が集ま

り、最高裁に向けて抗議のコールを叫び、3回にわたって手を繋ぎヒューマンチェーンを成功させました。午後からは衆議院第一議員会館大会議室で報告集会&シンポジウムを開催しましたが、興奮冷めやらぬ人たちがそのまま集まり会場に入りきれなくなつたため、急ぎよ第2会場を用意しましたが、それでも入りきれず、や

むなく帰る人も出るという状態でした。

会場では、実行委員会に参加した団体が紹介され、大島堅一・龍谷大学教授の講演では、原発は時代遅れになり衰退していること、原発事故を軽視し、原発推進へと舵を切るきっかけとなつた6・17判決を覆さなければならぬことが確認されました。

集会ではこれから高裁判決を迎える訴訟を代表して、原告団共同代表の堀江さんが京都訴訟の取り組みを紹介し、「1万枚ハガキ大作戦」への協力を訴えました。最後に、「司法よ 本来の姿を取り戻せ」と題する集会宣言が採択されました（8面に掲載）。

関西でも共同行動

こうした首都での共同行動に呼応して、6



6.15 関西共同行動

月15日には大阪で関西共同行動を実施しました。京都訴訟、関西訴訟、ひょうご訴訟、全交反原発実行委員会の4団体で「最高裁の不当判決をただす6・15関西共同行動実行委員会」を立ちあげての行動で、時間のない中ではありましたが、各団体の呼びかけで、60人程の参加者がありました。

大阪高裁前で集会をしたあと、西梅田までのパレードに出発。各団体が順番に傍聴の訴えやコールを行ったり、その合間に京都訴訟の替え歌を歌いながら歩きました。これまでの裁判所一周のパレードと違い、交通量も多く、声がかき消されそうになることもありましたが、6・17行動へ繋がる活気ある行動となりました。

判決日決定！

12月18日(水)11時00分開廷

※傍聴抽選券配布や集合時間などの詳細は支援する会のwebサイト等でお知らせします。

300人風船パレード 大成功！

控訴審は結審しました

5月22日に原発賠償京都訴訟の控訴審が結審しました。その日、朝10時過ぎから大阪高裁の南向いにある公園に原告と支援スタッフが集合し、11時30分から開催するアピール集会の準備が始まりました。机を並び、横断幕を張り、のぼりを立て、パレードで使う風船に空気を入れる。その合間を縫って、18日までに集まった第2次公正判決署名を第12民事部に提出に行きました。今回提出したのは団体署名46団体、個人署名4,000筆で、累計226団体、10,932筆となりました。

◆新しい替え歌を披露
これまでの支援への感謝をこめ



て、原告団から参加者に勝算もなかとクリアファイルが渡されました。11時過ぎにはすでにいつもより多い人が集まって来て、アピール集会のスタートを飾りプロのサキソフォ奏者である Swing MASAさんとアマチュアの松島さんが演奏で

雰囲気盛り上げてくれました。原告団からはパレードでも歌いながら行進するという替え歌が紹介されました。メロディはザ・ブームのヒット曲「風になった

い」で、高揚感あふれるサンバのリズムが特徴です。歌詞は、「大きな歌断で、あなたの手を引いて、荒れ狂う原発から、またつすぐ西へ行きた

「で始まり、「住宅追われても半数帰ってもあなたに会えた幸せ感じて勝っていきたい。勝って最高裁行こう！」で終ります。

◆連帯のあいさつ

そのあと遠方から駆けつけてくれた人を中心に連帯の挨拶を受けました。「最高裁判決を目の前で聞いた。あの悔しさは忘れられない。闘いの場を福島に移して頑張っている」(群馬訴訟の丹治杉江さん)、「あんなのが最高裁の判決だなんて認めること

はできない」(だまつちやおれん愛知岐阜訴訟の岡本早苗さん)、「京都の皆さんの訴えを裁判官が受け止めればまともな判断が出ると思う」(かながわ訴訟の村田弘さん)、「あきらめ

る訳にはいかない。長い闘いが続くと思うが頑張ってください」(生業訴訟の遠藤さん)、「司法が頭から腐っている」ということで6月17日に最高裁包囲行動を予定している」(支援全国ネットの吉川方章さん)、「いま日本の社会に必要なのは勇気と決断だ」(グリーン・アクションのアイリン・スミスさん)、「避難者を先頭に私たちが



◆270人超で風船パレード
12時15分に風船パレード出発。明らかにこれまでより隊列が長い。1列3人で90列、270人は超えていたでしょう。「300人パレード」は9割方、達成し



たことになりま
す。ピンクの風船
を片手に持ち、音
楽隊の演奏に合わ
せて「風になりた
い」の替え歌を歌
い、これまでも叫
んできたコールを
繰り返しながら、
裁判所の周りを一
周しました。後ろ
を振り返ると最後
尾が見えないくら
いで、参加者から
は「パレードの列
が長くてコールが
聞こえにくかつ
た」という感想も
出ていました。裁
判所もパレードに
どれくらいの人が
参加しているかを
建物の中から見て
いたに違いなく、
いつもの3倍近い
隊列には驚いたこ
とでしょう。

◆傍聴券を求めて 204人が並ぶ

その人数の威力
が発揮されたのは
抽選券の交付の時
でした。これまで
「200人パレー
ド」と言いながら
実際には100人

程度だった経験か
ら、「300人なん
て来るわけがな
い」と思ったので
しよう。用意され
た抽選券は150
枚ほどだったよう
で、途中で配布す
る抽選券が無くな
ってしまい、職員
が急遽追加の抽選
券を作りに行きま
した。結局配布さ
れた抽選券は20
4枚。この出来事
は、裁判所の職員
に、この裁判が社
会的に注目されて
いることを強く印
象づけたに違いあ
りません。

◆原告の意見陳述

今回の結審期日
では28名の原告が
出廷し、裁判官の
真正面に2列に並
びました。

法廷では5人の
原告が意見陳述し
ました。母子避難
した川崎さんは、
家族全員そろって
の団らんという当
たり前の日常がな
いまま12年が過ぎ
たが、自分の生ま

れ育った国によつ
て存在を消される
ことの悲しみ、悔
しさとそれに向き
合い続けることの
苦しみを語り、こ
の裁判で国の責任
を認めて頂くこと
が国連からの勧告
で指摘されている
医療保障や住宅支
援などの制度化に
つながる、裁判官
には憲法・法律と
良心に従った判決
をお願いしたいと
述べました。



り、その影響が今
も続いていると指
摘。裁判官に対し
て、国民にこれ以
上要らない被ばく
をさせないで欲し
い、未来の命を守
るために正しい判
決を望みますと語
りました。

自主的避難者をお
としめてきた東電
と国が子どもたち
の未来を奪ったと
述べ、少しでも被
ばくの影響を抑え
免疫力を上げるた
めの施策を国に作
ってもらいたい。
そのためには国の
責任が認められる
ことが大前提だと
訴えました。

続けて共同代表
の3人が意見陳述
しました。

堀江さんは、原
発事故により自分
たちの生活や人生
は大きく変わって
しまった。自分た
ちが感じた喪失感



入廷行動

とりの命と向き合
って判断してほし
いと訴えました。

◆弁護団の最終陳述

最後に田辺弁護
士が、裁判所が判
断するにあたって
留意してほしいこ
とを述べました。

原告はなぜ国を
訴えているのか。
それは、真の被害
回復には金銭賠償
だけでなく、住居
提供等の避難継続
への支援、継続的
な健康管理、自主
的避難者に対する
差別的取り扱いの
解消等が必要だか
らだ。

最高裁判決の不
当性はすでに述べ
たが、IAEA(国
際原子力機関)のセ
イフティガイドラ
インの持つ意味合
いについては納得
できる判断を期待
する。

自主的避難者の
避難継続について
は原賠審の中間指
針追補でも201
1年度中しか認め
られていないが、

現在でも避難を継
続している原告も
多い。権利擁護と
いう観点から判断
してほしい。

損害については
は、避難者が自ら
の損害を言語化す
るのは極めて困難
だということ踏ま
えて、避難者の
労苦を掬い取って
ほしい。

「いつまで避難
しているの——こ
れこそが避難者が
被っている被害の
本質であり、被害
が忘れ去られ、な
かったことにされ
ている。避難者が
この13年間、支援
も賠償も謝罪も受
けることなく、過
酷な日々を過ごし
てきたことを忘れ
ないでほしい。

以上の原告側の
意見陳述をもって
控訴審は結審し、
判決申し渡しは12
月18日(水)11時と
決まりました。



【報告集会】

閉廷後は、意見
陳述した原告5人
と弁護団が記者会
見を行なうのと並
行して、中之島図
書館3階の多目的
スペース2で報告
集会が始まりました。

最初に井関弁護
士から損害論では
どういう立証をし
てきたかについて
説明があった。あ
と、原告の小林さ
んからこの間の原
告団の活動報告と
して、やれること
はすべてやろうと
全国の訴訟への応
援、月2回の大阪
高裁前での宣伝行
動、京都原告3人
が出演している映
画「決断 運命を
変えた3・11母子
避難」の上映館で
の舞台挨拶などに
取り組んだことが
報告されました。

◆勝つまで闘う

そのあと各地か
ら応援に駆けつけ
てくれた方々から

連帯の挨拶。原告
の意見陳述に対し
ては「素晴らしか
った。親として胸
がつぶれる思いで
聞いた」(だまっち
やおれん愛知岐阜
の岡本さん)、「私
たちの訴えたかつ
たことを話してく
ださった。素晴ら
しい陳述だった」
(関西訴訟の森松
さん)などの声があ
りました。生業
「悔しくて落胆も

したけども、負け
る訳にはいかな
い。勝つまで闘
う」と述べ、支援
全国ネットの吉川
さんも「状況は厳
しいが闘いが続く
限り展望は開け
る」と語る中、
かながわ訴訟の村
田さんは「陳述を
聞いて、13年経っ
て怒りが熟成して
いると思った。こ
の熟成した怒りは
これからきつとい
い香りを発するだ



報告集会



ろう」とやや文学的な表現で希望を語られました。

◆原告20名が前に
 そのあと20名の原告が前に出て並び、一人ずつ発言しました。中には避難時3歳でいま16歳になった若い原告もいて、「私が暖かい気持ちで暮らせているのは支えてくださる皆さんのお蔭だと思っている。：判決に向けて自分にできることを頑張っている」と述べていました。

また故鈴木絹江さんの遺影を手に持って並んだ原告もいました。個々の発言を取り上げることはしませんが、「多くの原告が顔を出してくれたことを誇りに思う。一人ではやれないけど、みんなでカバーし合っている関係になって来たのが嬉しい」という発言が

印象に残りました。

◆1万枚はがき運動
 そのあと事務局のスタッフ全員が前に並び、一言ずつ思いを語りました。集会の最後に、支援する会の奥森事務局長が「裁判官が判決を書くこの時期が極めて重要」として、今日から8月まで裁判官宛ての「公正判決をかちとる1万枚はがき運動」を開始することを提起し、はがきを毎週金曜日に投函してほしいと呼びかけました。また6・17最高裁包囲行動に合わせ6月15日に大阪市で「最高裁不当判決をただす関西共同行動」を予定しているとして、参加を呼びかけました。



ご協力いただける方、ハガキが欲しいという方は、支援する会事務局までご連絡ください。必要枚数をお送りさせていただきます。ご協力よろしくお願ひします。

◆1万枚ハガキ大作戦！ 始まりました◆

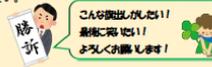
—あなたのハガキで裁判官を動かし、国を動かしましょう！—
裁判の問題点について ???

▽国の規制権限
 「原子炉施設の安全性が確保されないときは…深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ…一方にも起こらないようにするため…安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせる」(伊方訴訟最高裁判決) ための国の規制権限ではないでしょうか。
 ▽「長期評価」の問題
 原発事故を防止するためには考えられる限りの方を検討することが必要です。津波の「長期評価」の評価と分析に基づいては安全対策が十分だったか判断できません。
 ▽防振地帯問題
 最高裁判決は、国が津波対策を命じたとしても進められた防振地帯は東南海側が東側は低いものになっていたで津波の侵入は防げなかったと書いている。こんな防振地帯を見たことがありますか？ 樋口英明元裁判長は「高低差のない事連防振地帯を働いていたら本件事故は防げた」と指摘しています。

▽水密化問題
 事故当時、すでに IAEA (国際原子力機関) は電源喪失を防ぐために防振地帯以外にも水密化(防水)対策が必要だと指摘していました。6・17判決は当時、防振地帯以外の考え方はなかったと書いている。「国に責任なし」という結論を導きだしたの言い逃れ(他)に他なりません。
 ▽事故の原因究明を回避した最高裁
 国が規制すべき内容にも触れず津波は防げなかったとしか書かない6・17判決では、チェルノブイリ事故以来の未曾有の原発事故を起こしてしまった教訓を今後に生かすことはできません。
 ▽司法の独立性
 6・17判決を下した裁判長が直後に東電の弁護に携わっていた大手弁護士事務所「天下り」するなど司法の独立性が疑われる事態となっています。裁判官は不当な「圧力」に屈することなく、憲法76条にあるように「自らの良心に従って独立して」職務を行わなければならない。

下記の例を参考に、皆さんご自由にメッセージをお書きください。公正な判決を後押しするようなメッセージをお願いします。

【メッセージ例】
 ○牧賢二様、勇気をもって公正な判決をお願いします。
 ○3人の裁判官が、ご自身の良心に従い、独立して職務を行うことを望みます。
 ○牧賢二様は憲法76条及び法律にのみ拘束されること、あらゆる政治的権力に屈することなきよう望みます。
 ○この京都訴訟から、この国の原発事故の政治的解決へと向かうことを強く信じています。
 ○国に責任があると明確に認められた判決をお願いします。
 ○原告それぞれの被害と向き合い、公正な判決を書ってください。



京都訴訟原告団のメッセージ快便はこちらからご覧ください。
<https://www.youtube.com/channel/UC4d8x0uzZol2XFEcAU6KvQ>

大阪高等裁判所第12民事部
 裁判長 牧賢二様

原発事故は国の責任です。国の責任をあいまいにせず避難の権利を認めてください。
 最高裁(多数意見)判決に押されることなく、ご自分の良心に従って公正な判決をお願いします。
 原発賠償京都訴訟(原告団・弁護団・支援者会)

Message

氏名 _____
 住所 _____

～認めて！ 避難の権利 守ろう！ 子供の未来～

1万枚ハガキ大作戦！
公正判決かちとれ最高裁の
不当判決を覆そう！

◆判決日◆
12月18日(水)
 午前11時

2018年12月14日に控訴審(大阪高裁)での弁論が始まってから丸5年が経ち、京都訴訟控訴審は5月22日の第22回期をもって結審しました。原発賠償訴訟をめぐる状況は、「結論ありき」の2022年6月17日の最高裁(第2小法廷多数派)判決が出て以降、「国に責任なし」の判決が続いており、最近の高裁判決では、国の責任を否定するばかりか、区域外避難者の賠償について、一審判決の賠償額を大幅に減額させる判決も出ています。まるで、区域外避難者の賠償は、極めて不十分な「原告審第5次追補」で十分という流れを追求しているかのようです。このような中、京都訴訟が高裁段階での「最後の望」ともいわれる状況になってきています。

京都訴訟の一審、京都地裁判決では、国と東電の責任を明確に認め、賠償については、原告審が認めた「自主的避難等対象区域」を大きく超えて、福島県南地方、会津地方、茨城・栃木・千葉の原告について避難の相当性を認めました。避難期間についても避難開始から2年と、他の訴訟と比べても踏み込んだ判決を獲得しました。しかし、仙台等の原告の訴えが認められず、全体に賠償額が低額であったため、大阪高裁に控訴し開てきました。

大阪高裁の判決では、東電はもちろんですが、国の責任をなんとも認めさせなければなりません。なぜなら、国の原発政策を転換させ、原発事故被害者の救済制度を確立するためにも絶対に必要だからです。さらに、賠償については、原告審第5次追補の水準ではなく、区域外避難者を含む原告事故被害者に対する完全な賠償を実現するものでなければなりません。

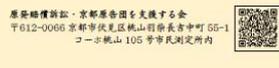
大阪高裁第12民事部の裁判官へ向け、裁判官を叱咤激励し、公正な判決を書かなければならないと思わせることができるようなメッセージをお願いします。

皆さまの思いをハガキに込めて届けください。どうぞよろしくお願ひいたします。

※ハガキは右側のハガキを切り取りご使用下さい。
 ※お手数でも切手をお貼りください。
 ※速効的に裁判所に書くよう、**金曜日**に投函してください。
 ※詳細は裏面にをご覧ください。

【お問合せ先】
 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
 〒612-0066 京都市伏見区桃山山羽長吉中町 55-1
 コーポ桃山105号市民定例室内
 電話 090-9232-1664(奥鈴)

530-8521
 大阪府大阪市北区西天満2-1-10
 大阪高等裁判所 第12民事部
 裁判長 牧賢二様



原告 だより

◆結審を終えて今 思うこと

(川崎安弥子)

長きにわたり、この裁判を闘い支えてきてくださった支援する会の皆様、弁護団の先生方、原告団の皆様、心より感謝申し上げます。



四条河原町での署名行動(2023年6月)

同じ志を持つ仲間が皆無であった避難前の10か月間のことを思うと、「同志が目の前にいてくれる」ことのありがたさに胸が熱くなりま

か。裁判長はもちろ

からこれまで本当に

◆故郷への思いを胸に
(堀江麻菜美)

う気持ちが消えな

なると決めました。

◆結審から判決へ (堀江みゆき)

結審期日には、こ

れまでにないほど多

くの方が参加してく

ださりと、とても嬉し

かったのと感謝の気

持ちでいっぱいにな

りました。パレード

では長く続く隊列に

感動し涙が生まれ

ました。改めて御礼申

上げます。

京都地裁への提訴

京都地裁への提訴

京都地裁への提訴

また、原告同士が

顔を合わすことも少

なくなりました。思

うような交流が図れ

ず不安になることも

ありました。しかし、

結審期日のように「こ

ぞ」という時の原告

団の団結力をみて頼

もしく感じていま

す。

判決まであと半

年。私は、悔しいな

どという言葉は口に

したくない。だから

京都に避難し13

年、生活の基盤は関

西へ移った。私にとつ

て福島は、帰る場所

ではなく「用事があ

れば訪れる街」になっ

た。薄情なかもしれ

ないが、今のこの

生活だつて13年か

けて築いたもので

、気に入っている。

しかしどうして

も、「自分は故郷を

奪われたのだ」と

い

◆原告のひとりとして
(A・AKECCHI)

原発賠償京都訴訟

大阪高裁、結審し

ました。

避難者住宅で「国

と東京電力を訴える

裁判が起こされる

らしいよ。とても長

い裁判になるみたい

という話を母親から

聞き、自分で原告

に

に

に

に

原告の一人であり

ながら、自分のこと

に精一杯で、訴訟活

動に取り組めない時

期があつて、申し訳

ありませんでした。

同じ避難者なのに、

170名もの原告た

ちの共同代表を努め

てきてくださったお

三方に感謝申し上げ

ます。まだまだ京都

訴訟団の闘いは続

いていきますので、

皆様、引き続きよ



◆判決に際して思う事(M・A)

「お土産は何がい
い？」

「ジューチュ、パ
ンパン」と、生えた
ばかりの白い小さな
前歯を見せて、キャ
ツキャツと笑う姿
に、可愛くて愛しく
て、親としてこの子
が一生幸せでありま
す様にと、願わずに
はいられなかったあ
の頃。

その娘が18歳の
時に、福島に住んで
いて、原子力発電所
の事故に遭い、「大
人は嫌いだ。原子力
発電所を誘致、推進



伏見大手筋商店街署名行動(2021年11月)

してきた大人は大嫌
いだ」、「自分は被
曝しているかもしれ
ないから、結婚もし
ないし子供も産まな
い。人類なんて滅ん
でしまえばいいん
だ」と、言う様にな
りました。親とし
て、娘の一生の幸せ
を願っていたのに、
とても悲しく辛いも
のとなりました。

しかし、12月18
日午前11時からの
判決で、「司法は生
きています！瀕死の状
態かもしれないけれ
ど、カツと目を見開
いて、私達の権利を
ちゃんと守ろうとし

てくれている！日本
はまだ大丈夫！」
と、言える様な判決
を頂けたなら、生き
る事に夢も希望も無
くしてしまつた娘一
筋の光を与える事が
出来るのではないか
と信じています。

司法は生きてい
る！そう思える判決
を、切に切に願って
います。

◆控訴審に参加して(近野貴美子)

京都桃山の団地に
当時小学校2年生だ
つたひとり娘と母子
避難し、3年数カ月
過ぎました。

今回の結審に初め
て参加致しました。
意見陳述をされまし
た5名の皆様ありが
とうございました。

夫の転勤で京都を
離れ、3年前に私達
夫婦は福島市に戻り
ました。娘は東京に
おります。

13年前のあの日
に遡り、辛さ、悲し
さなど思い返しなが
らも法廷でしっかりと
と述べられました。
私もこみ上げて来る
思いでいっぱいです
た。

京都市は、
何事も無かつたよう
な日常を感じもしま
すが、避難レベルの
放射能汚染があつた
ことは専門家の方々
のお話を聞いて理解
しています。私は、
戻りましたが、心の
中に蓋をしている部
分があります。

裁へ訴えた控訴審
も、先の5月22日
にいよいよ結ばれま
した。
結審には300名
の皆様が全国から駆
けつけてくださり、
午前中のパレードか
ら盛り上げてくださ
いました。

夫の転勤で京都を
離れ、3年前に私達
夫婦は福島市に戻り
ました。娘は東京に
おります。

私たちの声は、確
実に大きな風をおこ
しています。国と東
電には、賠償はもち
ろん、原発事故の原
因究明と謝罪、そし
て被災者の生活再建
や医療補償などきち
んと施策、支援する
こと、具現化まであ
と少しです。

これからもどうか
支援してくださいま
すよう、よろしくお
願いいたします。

夫の転勤で京都を
離れ、3年前に私達
夫婦は福島市に戻り
ました。娘は東京に
おります。



第4回期日報告集会(2019年9月)

6・17最高裁共同行動 集会宣言

司法よ 本来の姿を取り戻せ

2024年6月17日、私たちは最高裁を取り囲みました。そして声を上げました。

「司法の劣化は許さない」「6・17 最高裁判決を正せ」

これは、全国から参集した原発事故被害、原発差止、安保法制、沖縄反戦などの訴訟に取り組む当事者・支援者だけではありません。能登半島地震、ガザ、ウクライナの日に心を痛め、いま目の前で展開されているこの国の在り様を憂える多くの人々が、やむにやまれぬ思いで上げた声です。

それは、一言で言えば、「司法は本来の姿を取り戻せ」ということです。

その象徴は、2年前のこの日、最高裁第二小法廷が3名の多数意見で下した、生業など原発被害者4訴訟に対する判決です。

半世紀にわたって膨大な国費を注ぎ込み、数多くの法令を定め、国策として進めてきた原発が事故を起こしました。人々のささやかな日常と人生を奪い、地域コミュニティを破壊し、豊かな自然を汚し、償いきれない負の遺産を次世代に残した東京電力福島第一原発事故です。これに対し、「国に責任なし」とする驚くべきものでした。

この判決に対する評価は、すでに固まっています。万が一にも事故を起こしてはならないとする規制法令の趣旨・目的に目をつぶり、綿密に積み上げられた下級審の事実認定を覆し、国策に寄り添うがごとき強引な結論は、専門家はもちろん、普通感覚を持つ誰一人をも納得させ得るものではありません。そればかりでなく、多数意見に関わった裁判官の「公正らしさ」にも重大な疑義を浮かび上がらせています。

しかし、この判決以降続いた地裁、高裁12の判決は、「コピペ」ともいべき結論一色に染め上げられました。裁判官の「判断停止」です。さらに、最高裁第三小法廷は4月10、いわき市民訴訟仙台高裁判決に対する上告を多数意見の決定で門前払いにしました。

ここに、私たちは拭いきれない「司法の劣化」を実感します。

言うまでもなく、司法は民主主義を支える重要な基盤です。そのために裁判官は、「良心と憲法・法律にのみ拘束される」(憲法76条)と定められています。そして、憲法が保障する基本的人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(同97条)とうたわれています。

今日ここに集った私たちは、これらの原理原則を改めて確認し合い、最高裁をはじめ、各地で進行中の訴訟についての展望を語り合いました。6・17判決での三浦守、いわき市民訴訟に対する宇賀克也両裁判官の反対意見の存在も確認しました。「絶望からは絶望の判決しか出ません」という樋口英明元裁判長の叱咤もいただきました。

私たちは、ここで繋いだ手を離しません。司法があるべき姿を取り戻し、かけがえのない人権が守られるまで、闘いを続け、次世代にバトンを繋いでいくことを誓います。

2024年6月17日

6・17 最高裁共同行動 報告集会・シンポジウム参加者一同